

## 江東区明るい選挙推進委員募集

公正な選挙の  
啓発活動にご協力を

明るい選挙推進委員とは、不正がなく公平で明るい選挙の実現や投票率の向上などのため、選挙の啓発活動に取り組んでいるボランティアです。4月から活動を始める推進委員を募集します。

### 【主な活動内容】

- 政治・選挙の関心を高めるための「話しあい」活動
- 選挙時の街頭啓発等
- 期日前投票所の投票管理者・立会人

### 【任期】

令和8年4月1日(水)～令和10年3月31日(金)

■次の条件を満たす方

- 区内在住で選挙権がある方
- 令和8年4月1日時点で、初めて応募する方は74歳以下、再任の場合は78歳以下の方
- 特定の政党や候補者などへの支持や後援活動を行っていない方
- 心身ともに健康で、おもに月～金曜の昼間に活動できる方

■定15人程度 ※地域のバランスを考慮し選考します

■2月18日(水)必着までに区HPまたは郵送・メールに①志望動機600～800字程度(原稿用紙)②氏名③住所④電話番号⑤生年月日⑥職業を記入し、〒135-8383区役所選挙管理委員会事務局へ

☎03-3647-9091 ☎03-3647-9592 senkyo@city.koto.lg.jp



## 防災・安全

### 自転車保険、入っていますか？

#### 東京都では自転車損害賠償保険等への加入が義務です

自転車は便利で手軽な乗り物ですが、重大な事故を引き起こすこともあります。自転車で走行中の小学生(11歳)が歩行者とぶつかり、歩行者の意識が戻らない状態となった事故では、小学生の保護者に約9,500万円の賠償を命じる判決が下されるなど、高額な賠償が発生する事例もあります。

都内では、自転車利用中の事故により他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険や共済への加入が義務となっています。万一の事故に備えて保険に加入しましょう。

#### 【加入義務者】

- 自転車利用者
- 未成年者の保護者(未成年者の利用が対象)
- 自転車を業務で使用する事業者(業務中の利用が対象)
- 自転車貸付事業者(借受人の利用が対象)

#### 【保険・共済に加入するときのチェックポイント】

- 補償限度額は十分か
- 示談交渉サービスは付いているか
- 保険の対象となる人は誰か
- 補償が重複している保険はないか
- 自身のケガなどに関する補償は必要か



※詳細は、都HPをご覧ください

※すでに加入済みの火災保険や傷害保険、クレジットカードに付帯する保険特約で補償されている場合があります。まずはご自身の保険などへの加入状況を確認しましょう

■地域交通課交通係 ☎03-3647-4784 ☎03-3647-9287



▲都HP



## 令和8年度 区民交通傷害保険加入者募集

お近くの金融機関で申し込みできます  
2月2日(月)～3月31日(火)

車両による交通事故でケガをした場合に、入院・通院の治療日数・期間に応じて保険金が支払われる保険です。

また、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合、その損害賠償金や費用が補償される「自転車賠償責任プラン」が付帯したコースもあります。

すべてのコースには「被害事故補償」が付帯されています。これは、犯罪被害やひき逃げによる事故で死亡や重度の所定の後遺障害を被った場合に、逸失利益や精神的損害等の実際の損害額を、保険金額を限度として補償するものです。※詳細は区HPをご覧ください。なお、申込締切後の加入はできません

#### 【保険期間】

令和8年4月1日(水)0:00～令和9年3月31日(水)24:00までの1年間

#### 【加入できる方】

保険責任開始時点(令和8年4月1日現在)で区内に住所のある方

#### 【コースの種類と保険料】

表1のとおり ※複数のコースへの加入はできません

#### 【加入方法】

##### ●個人加入

個人単位で加入できる保険です。専用申込書で申し込みください。

■表2のとおり

##### ●団体加入

町会・自治会・サークル等、加入者10人以上の団体での加入ができます。

■表3のとおり

#### 【保険金の請求方法】

事故連絡先に直接請求してください。

#### 【事故連絡先】

損保ジャパン事故サポートセンター(24時間365日)

☎0120-727-110

本店企業保険金サービス部団体保険金サービス第二課

☎042-452-3964

#### 【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部東京公務課

☎03-3349-9666 ☎03-6388-0163

(月～金曜(祝日除く)9:00～17:00)

■地域振興課地域振興係 ☎03-3647-4962 ☎03-3647-8441

(SJ25-09150令和7年10月30日作成)

表1 コースの種類と保険料

【保険期間1年間】

コース	補償内容	一時払保険料	最高保険金額
XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,500円	35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	2,200円	150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	3,000円	350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	4,300円	600万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
A	区民交通傷害Aコース	1,200円	150万円(交通傷害)
B	区民交通傷害Bコース	2,000円	350万円(交通傷害)
C	区民交通傷害Cコース	3,300円	600万円(交通傷害)

※全コースに被害事故補償(最高保険金額600万円)が付帯しています

※自転車を利用する場合は「自転車賠償責任プラン」がセットされたコース(XJ・AJ・BJ・CJコース)への加入をおすすめします

表2 個人加入

	窓口	期間
申込受付	区内金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行・郵便局)、地域振興課(区役所4階26番) ※申込書の配布も行っています	2/2(月)～3/31(火)
申込書の配布のみ	豊洲特別出張所、各出張所、各図書館、各文化センター ※申込受付は行っていません	

※令和7年度に個人加入していた方には、1月下旬に案内を送付します

※地域振興課窓口は混雑しますので、お近くの金融機関等をご利用ください

表3 団体加入

	窓口	期間
申込受付	地域振興課(区役所4階26番)のみ	2/2(月)～3/5(木)

※令和8年度から新規で団体加入を検討する場合は、地域振興課まで連絡ください